

全国民生委員互助共励事業（共励事業）助成金について

(令和5年度)

	助成金の種類	事業内容	基準額	対象経費
中央共励事業	ブロック別 民生委員・児童委員 関係事業会議費	各ブロックにおいて、都道府県・指定都市市民児 協正副会長その他関係者により、民生委員・児童 委員に係わる諸課題等について協議する。	50,000 円 × ブロック内県（市）数	○ブロック別民生委員・児童委員関係事 業会議の運営に要する庁費
	民児協活動強化推進事業	「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」が 示す活動の重点に基づき、市区町村民児協もしく は単位民児協において新たに実施する先駆的な 取り組みを推進し、民児協活動を振興する。	年 40 万円 上限	○事業の実施、充実強化に要する庁費

	助成金の種類	事業内容	基準額	対象経費
地方共励事業	地方共励事業費 ※平成14年度までの、活動強化費、指導旅費、会議資料費を合わせたもの。	相談に関する研修事業及びその他の研修事業、研鑽に必要な資料の作成、調査・研究等。 ※単位民生委員・児童委員協議会会長研修、中堅民生委員・児童委員研修、新任民生委員・児童委員研修、都道府県・指定都市行政からの委託研修は含まない。	$90 \text{ 円} \times \text{民生委員・児童委員数}$	○民生委員・児童委員活動強化の実施に要する調査研究費、庁費 ○市区町村社協、民児協等の指導に要する委員等旅費、職員旅費 ○相談に関する研修事業その他民生委員・児童委員関係会議等にかかわる資料作成に要する印刷製本費、消耗品費
	民生委員・児童委員を対象とした相談に関する研修	民生委員・児童委員や相談事業を担当する社協等職員を参加対象とした、 ①相談技法 ②生活福祉資金制度等関係制度理解 ③メンタルヘルス ④個人情報保護の適切な取り扱い ⑤今日的な福祉課題の理解 ⑥災害に備えた委員活動 ⑦定例会や事例検討の進め方に関する研修 ※都道府県・指定都市（行政）等からの委託研修等は含まない。	研修会募集定員数に応じて定める ～100人 5万円 101～200人 10万円 201～300人 15万円 301人～ 20万円	○相談に関する研修会の実施に要する諸謝金、委員等旅費、職員旅費、庁費
	指定民生委員協議会児童委員育成費	都道府県・指定都市ごとに単位民児協を指定し、民児協運営の充実強化を通じて、民生委員・児童委員活動の支援を図る。	$63,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 単位民児協}$	○指定単位民児協の充実強化に要する庁費